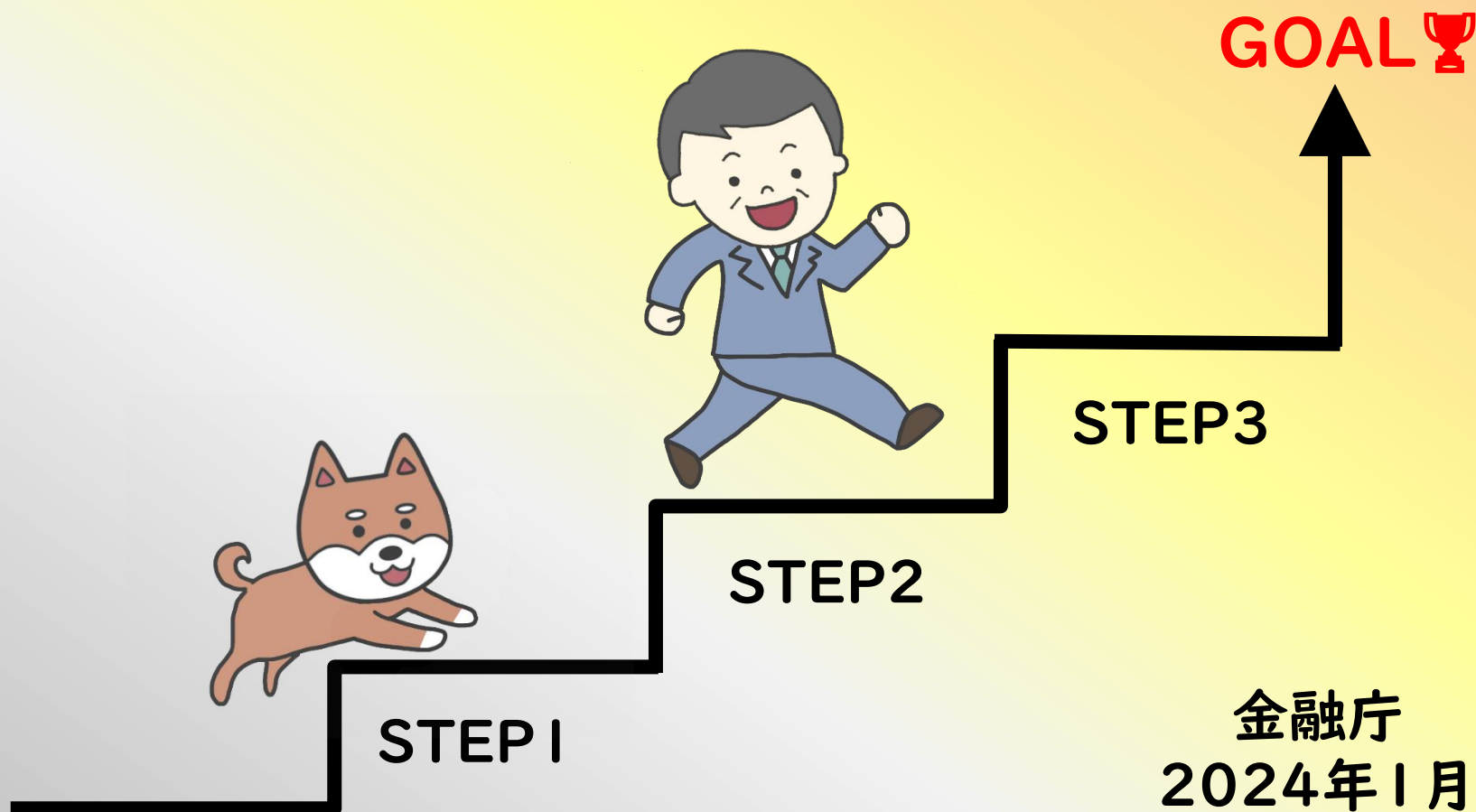


保証人の自己破産回避に向けた事例集

(「経営者保証に関するガイドライン」における保証債務整理事例)



【はじめに】

本事例集は、「経営者保証に関するガイドライン（以下、ガイドラインという。）」に基づく保証債務整理への取組みについて、今後一層浸透していくよう、各種取組みを検討する上で参考にしていただくため公表するものです。

本事例集の作成にあたっては、金融機関から、ガイドラインに基づき、保証債務整理を行った事例を提出いただき、当庁において取りまとめております。

本事例集は、各金融機関から提出を受けた資料により作成しており、文中等における取組みに対する評価等については、当該資料を作成した各金融機関における見解であり、当庁の見解を表したものではありません。

用語について

主債務

☞ 法人が金融機関等に対して負った債務（金融債務）のこと。

その他債務

☞ 法人が金融機関等以外（リース会社や関連会社）に対して負った債務のこと。

自由財産

☞ 個人破産の際に残すことができる財産（99万円以下の現金等）

経済合理性

☞ ガイドライン及びQ&Aでは、「ガイドラインに基づく債務整理により、破産手続による配当よりも多くの回収を得られる見込みがある場合には、一定の経済合理性が認められる」としている。

※本事例集では、債権者全体またはメイン行の経済合理性について記載。

※詳細はQ&Aの7-13に掲載しておりますので、ご参照ください。

URL:https://www.zenginkyo.or.jp/fileadmin/res/abstract/adr/sme/guideline_qa.pdf

保証債務

☞ 保証人が主債務に対して負った連帯債務のこと。

固有債務

☞ 保証人個人がカードローン会社や関連会社等に対して負った債務のこと。

インセンティブ資産

☞ ガイドライン及びQ&Aでは、「対象債権者（金融機関等）は、廃業手続に早期に着手したことによる回収見込額の増加額（インセンティブ資産）を上限として、一定期間の生計費に相当する額等を保証人の手元に残すことのできる資産（残存資産）に含めることを検討する」としている。

< 目 次 >

1. 中小企業活性化協議会を活用した事例 ～主債務・保証債務を一体整理した事例～	事例1～3	・・・P 1
2. 中小企業活性化協議会を活用した事例 ～保証債務のみ単独整理した事例～	事例4～6	・・・P 4
3. 地域経済活性化支援機構（REVIC）の特定支援業務を活用した事例	事例7～9	・・・P 7
4. 日本弁護士連合会の特定調停スキームを活用した事例	事例10～12	・・・P 10



2023年10月に公表した「中小企業の事業再生等に関するガイドライン事例集」にも、「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」の活用とともにガイドラインに基づき保証債務整理を行い、個人破産を回避できた好事例を掲載しています。是非ご参照下さい。

URL:<https://www.fsa.go.jp/news/r5/ginkou/20231017/jigyosaiseigl-jirei.pdf>

中小企業活性化協議会を活用した事例 ～主債務・保証債務を一体整理した事例～

会社概要

業種	卸売業（機械器具卸売業）
----	--------------

債務整理の状況

主債務・保証債務	中小企業活性化協議会
----------	------------

借入金の状況

借入金額	742百万円
借入内訳	A地域銀行 470百万円 B信用金庫 51百万円 C政府系金融機関 82百万円 D信用保証協会 139百万円

経営者保証の状況

保証人A（代表取締役社長）、保証人B（営業副部長）は一部の借入に対し、経営者保証を提供。（それぞれ271百万円、32百万円）

債務整理の概要・クロージングまでのスケジュール

- 経営環境悪化を受け、予てより条件変更を行い少額弁済を継続中であったが、コロナの影響長期化や、2021年7月の創業者死去も重なり自力再生を断念した。
- A地域銀行はメイン行として後継者と、事業継続の是非について複数回にわたる対話を行ったところ、雇用維持のため事業譲渡による債務整理を決断。支援機関として中小企業活性化協議会等を紹介。
- 中小企業活性化協議会関与の元、第二会社方式により、事業をスポンサーが新設した企業に譲渡。ガイドラインに基づき保証債務についても一体で整理した。

2022年10月	法人・保証人債務一体で事業再生計画案を策定
2022年11月	事業再生計画に取引金融機関が合意
2022年12月	クロージング（保証債務履行（ゼロ円弁済））

弁済状況

借入残高	弁済額	
	主債務	保証債務（保証人A・保証人B）
合計	742百万円	186百万円

保証人の残存資産の状況

保有資産		残存資産	
保証人A		保証人A	
合計	5.8百万円	合計	5.4百万円
現預金	1.3百万円	自由財産	0.9百万円
自宅	4.6百万円	インセンティブ資産	4.6百万円
		自宅	4.6百万円
保証人B		保証人B	
合計	8.5百万円	合計	8.1百万円
現預金	0.6百万円	自由財産	1.0百万円
保険・退職金等	7.9百万円	インセンティブ資産	7.1百万円
		一定の生計費	3.2百万円
		退職金	3.9百万円

- 保証人A、保証人B共に、早期に再生手続に着手したことによる回収見込増加額の範囲内で、ガイドラインの手続費用を除く全額を残存資産とし、保証債務を全額免除した（ゼロ円弁済）。

経済合理性の判断

- 事業再生計画案に基づく回収見込額（186百万円）と、当社及び保証人A及び保証人Bが破産手続を行った場合の将来の回収見込額（87百万円）を比較すると、事業再生計画案に基づく回収見込額の方が大きく、経済合理性ありと判断。

保証債務整理後の保証人の状況

- 保証人2名は事業譲渡先の新会社にて従業員として雇用され、勤務を継続し、最低限の生活資金も確保できている。

活性化協（一休型）

活性化協（単独型）

REVIC 特定支援

特定調停



中小企業活性化協議会を活用した事例 ～主債務・保証債務を一体整理した事例～

会社概要

業種 小売業（飲食料品小売業）

債務整理の状況

主債務・保証債務 中小企業活性化協議会

借入金の状況

借入金額	947百万円
借入内訳	A地域銀行 430百万円、B地域銀行 27百万円 C地域銀行 18百万円、D銀行 27百万円 E政府系金融機関 80百万円 F政府系金融機関 78百万円 G信用金庫 45百万円 H信用保証協会 242百万円

経営者保証の状況

保証人（代表取締役）は全ての借入に対し、経営者保証を提供。

債務整理の概要

- 店舗老朽化や商品力、売り場づくりが集客に結びつかず、大手競合の出店影響もあり、減収減益による営業赤字が常態化。社会保険料等の支払いも繰り延べており、不足分は役員借入金等により資金繰りを維持していた。
- A地域銀行はメイン行として予てより外部専門家を活用した経営改善支援を実施しており、直近では2021年3月に中小企業活性化協議会によるコロナ特例リスケ計画の策定支援を実施。
- 収支改善と資金繰り維持に努めていたが、コロナの影響が長期化したことで自力再生を断念。A地域銀行は経営者との面談を重ね、事業譲渡等の検討を助言。2022年2月に、中小企業活性化協議会関与の元、スポンサー候補者の探索を開始することとなった。
- 大手ドラッグストアが事業譲受を表明し、2022年7月に事業譲渡が成立。ガイドラインに基づき保証債務についても一体で整理した。

クロージングまでのスケジュール

2022年2月	中小企業活性化協議会関与の元、スポンサー選定に着手
2022年6月	スポンサーへの事業譲渡を骨子とした事業再生計画を策定
2022年7月	事業再生計画に取引金融機関が合意

弁済状況

借入残高	弁済額	
	主債務	保証債務
合計	947百万円	204百万円

保証人の残存資産の状況

保有資産		残存資産	
合計	14.7百万円	合計	6.8百万円
現預金	9.1百万円	自由財産	1.0百万円
自宅	3.2百万円	インセンティブ資産	5.8百万円
保険	2.3百万円	一定期間の生計費	2.6百万円
		自宅	3.2百万円

- 早期に破産手続に着手したことにより回収見込が増加したことから、自由財産（現預金）のほか、自宅や一定期間の生計費を残し、保証債務を全額免除した。

経済合理性の判断

- 事業再生計画案に基づく回収見込額（212百万円）と、当社及び保証人が破産手続を行った場合の将来の回収見込額（201百万円）を比較すると、事業再生計画案に基づく回収見込額の方が大きく、経済合理性ありと判断。

保証債務整理後の保証人の状況

- 保証人は経営する法人の業績改善と資金繰りに追われ、保証債務についても解決策が見いだせずに悩んでいた。
- 本件により保証債務等の悩みから解放され、自宅等、生活に必要な不動産・動産も残すことができた。70歳を超え高齢のため再就職はせず、夫婦2人で穏やかに過ごしている。

活性化協（一休型）

活性化協（単独型）

REVIC 特定支援

特定調停



中小企業活性化協議会を活用した事例 ～主債務・保証債務を一体整理した事例～

会社概要

業種 ホテル・旅館業

債務整理の状況

主債務・保証債務 中小企業活性化協議会

借入金の状況

借入金額	295百万円
借入内訳	A地域銀行 81百万円 B政府系金融機関 134百万円 C信用保証協会 80百万円

経営者保証の状況

保証人（代表取締役）は全ての借入に対し、経営者保証を提供。

債務整理の概要

- ・1917年に旧法人が設立され、2006年に当社設立。
- ・1920年に旅館を新築し、その後新館、別館と増築。2008年にリニューアルオープンしたが、利益水準は低調に推移し、低収益と設備投資の遅れが負の循環として作用。売上高は2005年6月期をピークに減収基調。コロナ禍から更なる減収が進行し、自助努力での業績改善が困難となる。
- ・中小企業活性化協議会が関与し、第二会社方式での抜本的な事業再生計画に着手。同業者（ホテル・旅行業）がオペレーターとして運営に参画し、設備投資を含めた計画を策定。
- ・当社の債権についてはスポンサーである「中小企業活性化ファンド」へ債権譲渡し、ガイドラインに基づき保証債務についても一体で整理した。

クロージングまでのスケジュール

2022年8月	中小企業活性化協議会が関与し、第二会社方式での抜本的な事業再生計画を策定
2022年10月	事業再生計画に取引金融機関が全行合意
2022年12月	スポンサーに事業を譲渡、保証債務履行（ゼロ円弁済）

弁済状況

借入残高		弁済額	
		主債務	保証債務
合計	295百万円	25百万円	－

保証人の残存資産の状況

保有資産		残存資産	
合計	0.1百万円	合計	0.1百万円
現預金	0.1百万円	自由財産	0.1百万円

- ・保証人の資産は現預金のみ、かつ少額であったことから自由財産の範囲内として全額残存資産とし、ゼロ円弁済とした。

経済合理性の判断

- ・当社及び保証人の事業再生計画に伴う計画弁済率3.1%が、破産手続を行った場合の破産予想配当率0%を上回るため、経済合理性ありと判断。

保証債務整理後の保証人の状況

- ・保証人は代表取締役を退任し、当社に対して有する貸付債権等を全額放棄することで、経営責任を果たした。
- ・その後、新会社の従業員として再雇用され、最低限の生活資金を確保できている。

活性化協（一休型）

活性化協（単独型）

REVIC 特定支援

特定調停



会社概要

業種 生活関連サービス業、娯楽業（結婚式場業）

債務整理の状況

主債務 破産 保証債務 中小企業活性化協議会

借入金等の状況

借入金額（金融債務）	298百万円
借入内訳	A信用金庫 28百万円 B信用金庫 62百万円 C信用金庫 8百万円 D政府系金融機関 64百万円 E信用保証協会 136百万円
その他債務	3百万円
内訳	リース会社A 2.8百万円 リース会社B 0.2百万円

経営者保証の状況

保証人（代表取締役社長）は全ての借入に対し、経営者保証を提供。

債務整理の概要

- 近隣への同業者進出と晩婚化や挙式の簡素化による挙式人口の減少により業績が悪化。減収に歯止めがかからず、営業赤字が常態化し、赤字幅も拡大。
- メインが中心となって経営改善計画を策定し、取引金融機関協調による条件変更により、事業再生に取り組んできたが、業績回復の見込みが立たず、2019年8月1日付で破産手続が開始し、2021年9月に破産手続が終結。
- 保証人については、当初は個人破産手続を検討していたが、中小企業活性化協議会が関与し、ガイドラインに基づく保証債務整理へ移行した。

クロージングまでのスケジュール

2021年9月 保証債務整理の受任通知受領

2022年6月 中小企業活性化協議会より弁済計画成立報告書を受領（その他債権者を含め、全取引機関が合意）

2022年7月 クロージング（保証債務履行）

弁済状況

借入残高		弁済額	
		主債務	保証債務
金融債務	298百万円	4百万円	1.2百万円
その他債務	3百万円	0.05百万円	0.03百万円

保証人の残存資産の状況

保有資産		残存資産	
合計	6.0百万円	合計	4.5百万円
現預金	0.3百万円	自由財産	0.3百万円
自宅	4.2百万円	インセンティブ資産	4.2百万円
保険・有価証券	1.5百万円	自宅	4.2百万円

- 早期に弁済計画策定に着手したことにより回収見込額が増加したことから、今後の生活基盤確保の観点より少額の現預金及び自宅を残存資産とした。

経済合理性の判断

- 弁済計画案に基づく回収見込額（保証債務1.2百万円）と、保証人が破産手続を行った場合の将来の回収見込額（保証債務0円）とを比較すると、弁済計画案に基づく回収見込額の方が大きく、経済合理性ありと判断。

保証債務整理後の保証人の状況

- 残存資産とした自宅不動産には保証人及びその家族4人（保証人の妻、子ども3人）が居住しており、最低限の生活基盤を確保できている。



中小企業活性化協議会を活用した事例 ～保証債務のみ単独整理した事例～

会社概要

業種 プラスチック板加工業

債務整理の状況

主債務 破産 保証債務 中小企業活性化協議会

借入金等の状況

<法人>

借入金額(金融債務)	494百万円
借入内訳	A信用金庫 106百万円、B地域銀行 142百万円 C地域銀行 16百万円、D地域銀行 30百万円 E政府系金融機関 4百万円 F信用保証協会 196百万円
その他債務	38百万円
内訳	関連会社(未回収売掛金) 38百万円

<保証人>

借入金額(固有債務)	0.3百万円
内訳	カードローン会社 0.3百万円

※ この他、住宅ローンがあるが、弁済計画の対象外としている。なお、自宅については、残存資産に含んでいる(オーバーローンのため、0円で評価)。

経営者保証の状況

保証人A(代表取締役会長)、保証人B(取締役)、保証人C(代表取締役社長)は全ての借入に対し、経営者保証を提供。

債務整理の概要

- 2007年に保証人Aが代表取締役に就任後、飲食業等、多角経営に乗り出したが、新事業の売上計画未達より部門赤字が常態化。更に経営陣の本業(プラスチック板加工業)への関与が希薄になり、当社全体で赤字に転落。
- 本業についてメイン取引先と取引が解消になったことで赤字幅が拡大、以降条件変更を繰り返す状況となり、経営改善計画を策定するも、状況は改善しなかった。
- 2019年から破産手続を進めつつ、事業譲渡も併行して検討。競売の結果、スポンサーが見つかり、事業譲渡が成立、2020年1月に破産手続が終結した。
- 保証人3名は、破産手続開始に併せ中小企業活性化協議会関与の元、ガイドラインに基づく保証債務整理手続に着手。2022年12月に弁済計画が成立した。

弁済状況

<法人>

借入残高	弁済額	
	主債務	保証債務(保証人A・B・C)
金融債務	494百万円	105百万円
その他債務	38百万円	4百万円

<保証人>

借入残高	弁済額
固有債務	0.3百万円
	-

保証人の残存資産の状況

保有資産		残存資産	
保証人A		保証人A	
合計	1.5百万円	合計	1.5百万円
現預金	1.5百万円	自由財産	1.0百万円
		インセンティブ資産	0.5百万円
		一定期間の生計費	0.5百万円
保証人B		保証人B	
合計	1.9百万円	合計	1.9百万円
現預金	1.9百万円	自由財産	1.0百万円
		インセンティブ資産	0.9百万円
		一定期間の生計費	0.9百万円
保証人C		保証人C	
合計	4.7百万円	合計	4.7百万円
現預金	0.3百万円	自由財産	1.0百万円
保険等	4.4百万円	インセンティブ資産	3.8百万円
		一定期間の生計費	3.8百万円

※ この他、保証人Cは自宅も保有(オーバーローンのため、0円で評価)。

- 早期に破産手続に着手したことによる回収見込増加額9百万円の範囲内で、保証人3名に対し、自由財産(現預金)のほか、一定期間の生計費をそれぞれ残し、保証債務を全額免除した(ゼロ円弁済)。

経済合理性の判断

- 当社を早期に事業譲渡することができたことにより、債務整理時における回収額が約9百万円増加したことから、経済合理性ありと判断。

保証債務整理後の保証人の状況

- 保証人Aは家族2名と、別法人の不動産賃貸業を堅実営業中、保証人Bは高齢であり妻と安寧な生活、保証人Cは事業譲渡先法人の役員として、安定した収入を得ており、住宅ローンを約定弁済している等、それぞれ再スタートをしている。

活性協(一体型)

活性協(単独型)

REMIC 特定支援

特定調停



中小企業活性化協議会を活用した事例 ～保証債務のみ単独整理した事例～

会社概要

業種 食料品製造業、卸売業

債務整理の状況

主債務 破産 保証債務 中小企業活性化協議会

借入金等の状況

借入金額(金融債務)	231百万円
借入内訳	A信用金庫 54百万円、B信用金庫 1百万円 C政府系金融機関 9百万円 D信用保証協会 167百万円
その他債務	4百万円
内訳	リース会社A 2.8百万円 リース会社B 1.5百万円

経営者保証の状況

保証人A(代表取締役)は全ての借入に対し、保証人B(代取父、前代取)及びC(代取母、取締役)は一部の借入に対し、経営者保証を提供。

債務整理の概要・クロージングまでのスケジュール

- 主要商品の消費量の減少に加え、主要販売先はスーパーマーケット等の量販店であり、常に価格競争にさらされ利益率が低く、主要販売先の在庫抑制も影響して大幅減収から営業赤字が常態化。債務超過額が拡大した。
- 新規取引先開拓など営業努力をしてきたが、2021年5月、資金繰りの目途が立たなくなったことで破産。2022年8月には破産手続が終結。保証人3名は、法人の破産手続に併せ、中小企業活性化協議会関与の元で、ガイドラインに基づく保証債務整理に着手。

2021年2月	保証債務整理の受任通知受領
2022年10月	弁済計画を策定
2023年1月	弁済計画に取引金融機関・その他債権者が合意

弁済状況

借入残高		弁済額			
		主債務	保証債務(保証人A)	保証債務(保証人B)	保証債務(保証人C)
金融債務	231百万円	53百万円	—	8百万円	0.1百万円
その他債務	4百万円	0.1百万円	—	—	—

保証人の残存資産の状況

保有資産		残存資産	
保証人A		保証人A	
合計	0.2百万円	合計	0.2百万円
現預金	0.2百万円	自由財産	0.2百万円
保証人B		保証人B	
合計	9.6百万円	合計	0.9百万円
現預金	8.7百万円	自由財産	0.9百万円
保険・有価証券	0.9百万円		
保証人C		保証人C	
合計	3.4百万円	合計	3百万円
現預金	0.1百万円	自由財産	1百万円
保険等	3.3百万円	インセンティブ資産	2百万円
		一定期間の生計費	2百万円

- 保証人Aは総資産が自由財産の範囲内と少額であったことから、**ゼロ円弁済**とし、全額を残存資産とした。
- 保証人Bは現預金及び保険・有価証券を弁済原資に充当し、自由財産(現預金)のみ残存資産とした。
- 保証人Cは回収見込増加額の範囲内で一定期間の生計費を残存資産に加えた。

経済合理性の判断

- 弁済計画案に基づく回収見込額(保証債務9百万円)と、保証人が破産手続を行った場合の将来の回収見込額(保証債務8百万円)とを比較すると、弁済計画案に基づく回収見込額の方が大きく、経済合理性ありと判断。

保証債務整理後の保証人の状況

- 保証人Aは、保証債務履行の不安から解放され、少額を残存資産ながら最低限の生活を維持できている。
- 保証人B・C(夫婦)は、生命保険および少額ながら預金を残せたことで一定期間の生活資金を確保できている。

活性協(一体型)

活性協(単独型)

REMIC 特定支援

特定調停



会社概要

業種	野菜作農業
----	-------

債務整理の状況

主債務・保証債務	REVIC (特定支援・廃業)
----------	-----------------

借入金の状況

借入金額	82百万円
借入内訳	A地域銀行 43百万円 B政府系金融機関 25百万円 C信用保証協会 8百万円 D農業協同組合連合会 6百万円

経営者保証の状況

保証人 (取締役社長) は全ての借入に対し、経営者保証を提供。

債務整理の概要・クローリングまでのスケジュール

- ハウス等設備借入負担が大きい中、安価な外国輸入品との競合等の影響もあり業績低迷。採算管理体制が不十分なこともあり、経常赤字が常態化。
- メインであるA地域銀行は、経営改善計画の策定を支援し、条件変更による金融支援に取り組むが、経営資源が脆弱な中、抜本的な改善に至らず。
- 係る中、2020年6月に、当社が事業継続を断念。全従業員を解雇し事業を停止。破産も視野に入中、A地域銀行よりREVICの特定支援業務スキームを紹介し、2020年7月に、REVICとの事前協議を実施。
- 資金流出を最小限に留める為、事業を停止し従業員の整理解雇等を実施。ガイドラインに基づき保証債務は主債務と一体で整理。

2020年9月	REVICより弁済計画案が提示
2020年10月	全金融機関が計画へ合意し支援決定
2021年12月	REVICによる <u>債権買取・保証債務はゼロ円弁済にて解除、廃業</u>

弁済状況

借入残高	弁済額	
	主債務	保証債務
合計	82百万円	7百万円
		-

保証人の残存資産の状況

保有資産		残存資産	
合計	2.2百万円	合計	2.2百万円
現預金	0.5百万円	自由財産	1.0百万円
土地	0.7百万円	インセンティブ資産	1.2百万円
保険	1.0百万円	一定期間の生計費	0.5百万円
		土地	0.7百万円

- 早期に清算手続に着手したことによる回収見込増加額5.8百万円の範囲内で、自由財産 (現預金) のほか、一定期間の生計費を残し、保証債務を全額免除した (**ゼロ円弁済**)。

経済合理性の判断

- 弁済計画案に基づく回収見込額 (5.8百万円) と、当社及び保証人が破産手続を行った場合の将来の回収見込額 (0.3百万円) とを比較すると、弁済計画案に基づく回収見込額の方が大きく、経済合理性ありと判断。
- 担保不動産を任意売却で処理できたこと、REVICを活用することで関連費用を抑制できたことで、より多くの回収を実現することができた。

保証債務整理後の保証人の状況

- REVICの特定支援業務を活用することで円滑な廃業に寄与。自己破産を回避できたこと、一定期間の生計費等を手元に残せたことで、保証人は円滑に再チャレンジに取り組むことができています。

活性協 (一 体型)

活性協 (単 独 型)

REVIC 特定支援

特定調停



地域経済活性化支援機構（REVIC）の特定支援業務を活用した事例

会社概要

業種	卸売業（生鮮魚介類卸売業）
----	---------------

債務整理の状況

主債務・保証債務	REVIC（特定支援・廃業）
----------	----------------

借入金の状況

借入金額	993百万円
借入内訳	A地域銀行 50百万円 B信用保証協会 121百万円 政府系金融機関2先 124百万円 その他の銀行10先 699百万円

経営者保証の状況

保証人（取締役会長）は一部の借入に対し、保証を提供。

債務整理の概要・クロージングまでのスケジュール

- 代表者は大手水産卸を経験した後に独立し、同社を設立。個人の経験と知識を活かし運営を行っていたが、2019年12月に大口販売先が倒産したことで多額の売掛金（約416百万円）が回収不能となり、資金繰りが悪化。またコロナの影響で飲食店向けの需要も減少し、業績が悪化した。
- 中小企業活性化協議会関与によるコロナ特例リスク計画を策定し、条件変更支援を受けていたが、業績回復及び債務超過解消の見込みがない状態が続いたことから、メイン行がREVICと相談し、事業譲渡による抜本再生を模索していた。
- しかし、スポンサー候補が現れなかったため、特定支援業務を活用し廃業を決断。ガイドラインに基づき保証債務は主債務と一体で整理することとした。

2022年1月	弁済計画を策定
2022年5月	取引金融機関が弁済計画へ合意し支援決定
2022年12月	REVICによる債権買取・保証債務履行、廃業

弁済状況

借入残高	弁済額	
	主債務	保証債務
合計	993百万円	344百万円 8百万円

保証人の残存資産の状況

保有資産		残存資産	
合計	12.8百万円	合計	4.6百万円
現預金	7.9百万円	自由財産	1.0百万円
保険	4.9百万円	インセンティブ資産	3.6百万円
		一定期間の生計費	3.6百万円

- 早期に清算手続に着手したことで経済合理性が生まれたことから、保証人に対し、自由財産（現預金）のほか、一定期間の生計費を残存資産とすることとした。

経済合理性の判断

- 弁済計画における当社の非保全弁済額は352百万円、一方、破産手続を行った場合の当社の予想配当額は317百万円。弁済計画における弁済額が破産手続を行った場合の予想配当額を上回っているため、経済合理性ありと判断。

保証債務整理後の保証人の状況

- 保証人は一定期間の生活費を残せたことで、自身や保証人の妻（本件債務者企業の従業員）が就業するまでの期間にかかる費用や、子どもの教育資金等を確保できている。
- また、今後、新たに自らの知識・経験等を活かせる業務に従事することを予定しており再チャレンジに繋がった。

活性協（一体型）

活性協（単独型）

REVIC 特定支援

特定調停



地域経済活性化支援機構 (REVIC) の特定支援業務を活用した事例

会社概要

業種 砂利採取・加工・販売、運送業

債務整理の状況

主債務・保証債務 REVIC (特定支援・廃業)

借入金の状況

<法人>

借入金額 (金融債務) 1,285百万円

借入内訳 A地域銀行 189百万円、B地域銀行 193百万円
C地域銀行 156百万円、D地域銀行 5百万円
E銀行 36百万円、F銀行 20百万円
G政府系金融機関 225百万円
H信用保証協会 164百万円
I信用保証協会 299百万円

その他債務 271百万円

内訳 関連会社 (借入金) 271百万円

<保証人B>

借入金額 (固有債務) 251百万円

内訳 関連会社 (借入金) 251百万円

経営者保証の状況

保証人A (代表取締役) は全ての借入に対し、経営者保証を提供。保証人B (前代表取締役) は一部の借入に対し、保証を提供。

債務整理の概要

・隣接地区の生コン業界再編により受注減少。2012年8月期決算で大幅赤字を計上したことから、条件変更を行っていた。自己資本も大幅に毀損しており、出口の見えない条件変更継続に疲れた代表取締役が、私的整理を目指して外部のコンサルティング会社に相談し、スポンサー探索開始。

・2019年10月に、REVIC活用による出口戦略を検討していると保証人Aと担当弁護士よりメインA地域銀行に申出あり。

・2020年8月からREVICに相談開始。2021年4月に、スポンサーが決定し、保証人AよりREVIC特定支援スキームを進めたいと意向表明があり、特定支援業務を活用し事業譲渡の上、廃業。ガイドラインに基づき保証債務は主債務と一体で整理。

クロー징までのスケジュール

2021年6月 取引金融機関が弁済計画へ合意し支援決定

2023年7月 REVICによる債権買取・保証債務履行、事業譲渡

弁済状況

<法人>

借入残高	弁済額		
	主債務	保証債務 (保証人A)	保証債務 (保証人B)
金融債務	1,285百万円	379百万円	12百万円
その他債務	271百万円	36百万円	-

<保証人B>

借入残高	弁済額
固有債務	0.3百万円

保証人の残存資産の状況

保有資産		残存資産	
保証人A		保証人A	
合計	16百万円	合計	4百万円
現預金	9百万円	自由財産	1百万円
保険・有価証券等	7百万円	インセンティブ資産	3百万円
		一定期間の生計費	3百万円
保証人B		保証人B	
合計	2百万円	合計	1百万円
現預金	2百万円	自由財産	1百万円

- ・保証人Aは自由財産 (現預金) のほか、一定期間の生計費を残存資産とした。また、保証人Bは自由財産 (現預金) を残存資産とした。

経済合理性の判断

- ・REVICの特定支援業務を活用することで破産手続を行った場合の早期売却額を上回る価格で資産売却を行うことができたほか、損失額を抑えることができた、経済合理性ありと判断。

保証債務整理後の保証人の状況

- ・保証人Aは実弟が代表の後継企業に一般社員として勤務し、定期収入を得ているほか、残存資産を確保できている。
- ・保証人Bにおいても、最低限の生活資金を確保できている、年金を受給しながら穏やかに過ごしている。

活性協 (一体型)

活性協 (単独型)

REVIC 特定支援

特定調停



会社概要

業種	建築工事業（木造建築工事業を除く）
----	-------------------

債務整理の状況

主債務	破産	保証債務	特定調停
-----	----	------	------

借入金等の状況

<法人>

借入金額（金融債務）	46百万円
借入内訳	A地域銀行 1百万円 B信用金庫 20百万円 C信用保証協会 24百万円

<保証人>

借入金額（固有債務）	0.1百万円
借入内訳	カードローン会社 0.1百万円

※ この他、住宅ローンがあるが、弁済計画の対象外としている。なお、自宅については、残存資産に含んでいる（オーバーローンのため、0円で評価）。

経営者保証の状況

保証人（代表取締役）は全ての借入に対し、経営者保証を提供。

債務整理の概要・クローリングまでのスケジュール

- 元社員が下請け業者と共謀して工事代金の架空請求や水増し請求を行う等、横領が発覚。風評被害により、受注確保が困難となり、事業継続を断念。
- 2022年8月に当社の破産手続に着手し、保証人は、代理人弁護士関与の元、ガイドラインに基づく保証債務整理へ移行し、特定調停申立を実施。

2022年8月 保証債務整理の受任通知受領

2022年11月 弁済計画を策定

2022年12月 全金融機関・固有債権者が弁済計画へ合意、特定調停申立

2023年3月 特定調停成立・保証債務整理履行（**ゼロ円弁済**）

弁済状況

<法人>

借入残高		弁済額	
		主債務	保証債務
金融債務	46百万円	6百万円	－

<保証人>

借入残高		弁済額	
固有債務	0.1百万円	－	

保証人の残存資産の状況

保有資産		残存資産	
合計	1百万円	合計	1百万円
現預金	0.2百万円	自由財産	1百万円
保険・共済等	0.8百万円		

※この他、自宅も保有（オーバーローンのため、0円で評価）。

- 他資産については、現預金のほか、差押禁止財産である小規模企業共済掛金であったため、全額を残存資産とし保証債務を全額免除した（**ゼロ円弁済**）。

経済合理性の判断

- 当社の不祥事が発覚し、経営難となって以降、1年程度でスピーディに対応できたことで管理コストの低下に繋がった。

保証債務整理後の保証人の状況

- ガイドラインを活用し、ゼロ円弁済かつ自宅を残しつつ、A地域銀行の住宅ローンを正常返済中の模様。

活性協（一体型）

活性協（単独型）

REVIC 特定支援

特定調停



日本弁護士連合会の特定調停スキームを活用した事例

会社概要

業種 食品製造業

債務整理の状況

主債務・保証債務 特定調停

借入金等の状況

<法人>

借入金額(金融債務)	295百万円
借入内訳	A信用金庫 141百万円 B政府系金融機関 24百万円 C信用保証協会 130百万円
その他債務	8百万円
内訳	カードローン会社A~C 8百万円 リース会社 0.02百万円

<保証人>

借入金額(固有債務)	1百万円
借入内訳	カードローン会社D 1百万円

経営者保証の状況

保証人(代表取締役)は全ての借入に対し、経営者保証を提供。

債務整理の概要

- 原材料の高騰や需要の低下、加えてコロナの影響等もあり、資金繰りがひっ迫。主力取引先の大手スーパーに値上げ等の要請を行うなど努力したものの、売上減少に歯止めがかからず赤字計上、債務超過に陥った。
- 現状のビジネスモデルでは企業維持が困難であると判断し代理人弁護士関与の元、特定調停スキーム(廃業支援型)を利用し、廃業手続に着手。
- 当社は代表者家族(子女)に事業譲渡する第二会社方式で整理。保証債務はガイドラインに基づき、特定調停で整理することとした。
- 2022年7月には事業再生計画を策定し、全金融機関が合意した。
- 今後、当社は特別清算・保証人の債務は事業再生計画に基づき整理予定。

弁済状況

<法人>

借入残高		弁済額	
		主債務	保証債務
金融債務	295百万円	31百万円	-
その他債務	8百万円	2百万円	-

<保証人>

借入残高		弁済額
固有債務	1百万円	1百万円

保証人の残存資産の状況

保有資産		残存資産	
合計	3.1百万円	合計	0.6百万円
土地・建物(担保)	3.1百万円	自由財産	0.6百万円

- 保証人が保有していた土地・建物(担保物件)は、事業譲渡を行う新設会社に売却し、売却代金は弁済に充当。
- また、カードローン会社Dへの過払い金1.6百万円については、カードローン会社Dの債権1百万円と相殺されて、0.6百万円が保証人に返還。0.6百万円は、自由財産の範囲と判断し、残存資産とした。

経済合理性の判断

- 事業再生計画案に基づく回収見込額(32百万円)と、保証人が破産手続を行った場合の将来の回収見込額(30百万円)とを比較すると、事業再生計画案に基づく回収見込額の方が大きく、経済合理性ありと判断。

保証債務整理後の保証人の状況

- 保証人は資産をほぼ有していなかったが、現状でも一定の年金収入を得ており、主債務の返済は継続、生計も維持している。
- 子女が営む新設法人に対してはメイン行として、経営面や財務面、製造工程等様々なアドバイスを行っている。

活性協(一体型)

活性協(単独型)

REVIC 特定支援

特定調停



| 会社概要

業種	中古車販売業
----	--------

| 債務整理の状況

主債務	破産	保証債務	特定調停
-----	----	------	------

| 借入金等の状況

<法人>

借入金額(金融債務)	87百万円
借入内訳	A地域銀行 35百万円 B地域銀行 1百万円 C政府系金融機関 30百万円 D信用保証協会 20百万円

<保証人>

借入金額(固有債務)	4百万円
借入内訳	カードローン会社A 4百万円 カードローン会社B 0.04百万円

※ この他、住宅ローンがあるが、弁済計画の対象外としている。なお、自宅については、残存資産に含んでいる(オーバーローンのため、0円で評価)。

| 経営者保証の状況

保証人(代表取締役社長)は全ての借入に対し、経営者保証を提供。

| 債務整理の概要

- 実質的な経営者(代表取締役社長の夫)が急死し、事業継続が不可能となったことから代理人弁護士とも相談のうえ、当社は破産。
- 保証人は、自宅を保有していることおよび亡夫が主導で行っていた事業の保証債務によって自身が破産する事を避けたい考えであったため、代理人弁護士関与の元、ガイドラインに基づく保証債務整理へ移行し、特定調停申立を実施。
- 代理人弁護士はガイドラインに基づく保証債務整理の実務に不慣れであったため、メインであるA地域銀行と連携し、固有債務を含めて検討を進めることになった。

| クロージングまでのスケジュール

2022年9月	保証債務整理の受任通知受領
2022年12月	弁済計画案を策定
2023年3月	全金融機関・固有債権者が弁済計画へ合意・特定調停申立
2023年6月	クロージング(保証債務履行)

| 弁済状況

<法人>

借入残高		弁済額	
		主債務	保証債務
金融債務	87百万円	-	67百万円

<保証人>

借入残高		弁済額	
固有債務	4百万円	4百万円	

| 保証人の残存資産の状況

保有資産		残存資産	
合計	106百万円	合計	4.6百万円
現預金	105.3百万円	自由財産	1.0百万円
保険・投資信託	0.7百万円	インセンティブ資産	3.6百万円
		一定期間の生計費	3.6百万円

※ この他、自宅も保有(オーバーローンのため、0円で評価)。

- 住宅ローンを除く固有債権を優先返済することに全債権者が合意。一定期間の生計費の他自宅を含めて残存資産とした。

| 経済合理性の判断

- 保証人が3年後に破産手続を行った場合、3年間の生計費として7.2百万円の損失が見込まれたため、ガイドラインに基づく手続に経済合理性ありと判断。

| 保証債務整理後の保証人の状況

- 保証人は自宅を残せたことで実娘と引き続き同居できることとなった。また、新たな就職先に就き、かつ当面の生活資金も確保できたことから、本人および家族の収入の範囲で穏やかに過ごしている。

